

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 預り金（現金）の出納簿の記載方法について【和陽園】（報告書 P129）</p> <p>和陽園の養護老人ホームにおいては、利用者から預かる金銭等のうち、現金にかかる出納簿である「小口現金出納簿」（要綱第5条）を日々記帳するのではなく、1か月ごとにまとめて作成している。</p> <p>具体的には、利用者からの預かった現金の預け入れ及び払出しの日々の記録を、印鑑管理責任者である養護老人ホーム主任生活相談員が、出納職員としてメモを作成し、当該メモを1か月ごとに計算表に入力し紙面に印刷したものを「小口現金出納簿」としている。</p> <p>現行の「小口現金出納簿」の作成方法では、利用者から預かった現金にかかる出納簿が月末に一括して作成されているため、例えば月の半ばなどの出納簿が未作成の時期に、預かった現金について利用者等より小口現金出納簿の閲覧の申し出があった場合（要綱第13条第2項）には、申し出があった月の小口現金出納簿を作成していないため、利用者等が小口現金出納簿を閲覧することができない状況となる。</p> <p>和陽園は、同園の養護老人ホームにおいて、要綱に記載のとおり、預り金等を適時に報告及び提示できるよう、現金に係る出納簿「小口現金出納簿」を現金の預入れ及び払出しに応じて記帳されたい。</p>	<p>平成28年12月に、「施設預り金等管理要綱」の改正及び「預り金等出納事務取扱要領」の新規制定を行い、預り金（現金）の取扱いについて、「入金・出金依頼書」を整備し入金・出金の記録を残すとともに、「個別現金預り金台帳」（改正前要綱における「小口現金出納簿」に相当）に記入することとした。</p>